

老人デイサービスセンター寿和苑

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業契約書

(国基準相当通所型サービス)

甲（利用者）

乙（事業者） 岐阜県関市武芸川町跡部1555-1
社会福祉法人 武芸会
理事長 河内美文

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、第1号通所事業（国基準相当通所型サービス）（以下、「国基準通所サービス」という。）を提供し、利用者はそのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約期間は、平成 年 月 日から要支援または事業認定者の認定の有効期間満了の日までとします。

2 契約期間満了の日の2日以上前までに利用者から更新しない旨の申し出がない場合は、本契約は、同一内容で自動的に更新されたものとします。

(事業の提供場所)

第3条 国基準通所サービスの提供場所は関市です。所在地及び設備の概要は【重要事項説明書】のとおりです。

(個別サービス計画)

第4条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況を踏まえ、「介護予防サービス計画」または「介護予防マネジメントケアプラン（以下、「介護予防ケアプラン」という。）に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成にあたっては、事業者はこの内容を利用者及び家族に説明したう

えて、国基準通所サービスを提供します。

- 2 事業者が提供する国基準通所サービスの内容は、【重要事項説明書】のとおりです。
- 3 利用者は、国基準通所サービスの内容の変更を希望する場合は、事業者に申し入れることができます。その場合事業者は、個別サービス計画の範囲内において可能な限り利用者の希望に添えるよう努めます。

(サービス提供記録)

第5条 事業者は、利用者に対する国基準通所サービスの提供に関する内容等を利用者の確認を受けたうえで記録し、その日から5年間保存します。

- 2 利用者は、第1項の記録の閲覧と複写物の交付を請求することができます。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第6条 事業者は、提供する国基準通所サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、その内容及び料金等を説明し利用者の同意を得ます。

(料金)

第7条 利用者は、国基準通所サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金を基に計算された月毎の合計額を、口座振替または振込により事業者が指定する日に支払います。

- 2 事業者は、利用者に合計額とその明細及び振替日を付した請求書を、利用者が振替日までの支払いに支障のない日までに送付し、支払いがあった場合には、領収書を発行します。

(サービスの中止)

第8条 利用者は、事業者に対し国基準通所サービスの利用日の当日、午前8時30分までに通知することにより、料金を負担することなく中止することができます。

- 2 利用者が、国基準通所サービスの利用日当日、午前8時30分までに通知することなく中止となった場合には、事業者は、利用者に対しキャンセル料を請求することができます。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、国基準通所サービスの提供が困難と判断した場合には、中止することができます。この場合の取扱いについては、【重要事項説明書】に記載したとおりです。

- 4 事業者は、天候、感染症の発症等やむをえない理由がある時は、利用者及び利用者の家族に連絡したうえで、国基準通所サービスを中止することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解除を申入れることができます。この場合、3日以上予告期間をもって文書により申入れるものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合には、予告期間以内の申入れでも、この契約を解除することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し理由を示した文書で通知することにより、1か月間の予告期間において、この契約を解除することができます。

- 3 次の事項に該当した場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破たんした場合

- 4 次の事項に該当した場合には、事業者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 利用者の国基準通所サービスの利用料金の支払いが3か月以上遅延し、支払いの催告にもかかわらず、1か月以内に支払われない場合
- ② 利用者が、正当な理由なく国基準通所サービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により3か月以上にわたって国基準通所サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ③ 利用者又はその家族が事業者や従業員またはその他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

- 5 次の事由に該当した場合には、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設等に入所した時
- ② 利用者の要介護認定区分が自立または要介護と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第10条 事業者は、国基準通所サービスを提供するにあたって、事故が発生し、利用者またはかぞくの生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がなかった場合にはこの限りではありません。

(秘密保持)

第11条 事業者及び職員は、正当な理由がない限り、利用者に対する国基準通所サービスの提供にあたって知り得た利用者または利用者家族の秘密を洩らしません。

2 事業者は、職員が退職した後も在職中に知り得た利用者及び利用者家族の秘密を漏らすことが無いよう必要な措置を講じます。

3 事業者は、サービス担当者会議等において利用者または利用者家族の個人情報を用いる場合は、事前に利用者または利用者家族の同意を得ます。

(苦情への対応)

第12条 利用者及び利用者家族は、提供された国基準通所サービス等に不満がある場合、いつでも苦情申立窓口または【重要事項説明書】に記載されている苦情申立て機関に、苦情を申立てることができます。

なお、当事業所の苦情申立窓口は、次のとおりです。

苦情申立窓口： 担当者 寿和苑生活相談員（ ）

TEL 0575 (46) 1131 FAX 0575 (46) 1132

2 事業者は、利用者に提供し第国基準通所サービス等について、利用者または利用者家族から苦情の申立てがあつた場合には、迅速、適切に対処し、国基準通所サービス等の向上改善に努めます。

3 事業者は、利用者または利用者家族から苦情の申立てがあつた場合、これを理由として、利用者に対し、いかなる不利益な扱いはいたしません。

(身体拘束等の行動制限)

第13条 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体拘束、その他の方法により利用者の行動を制限いたしません。

2 事業者がやむを得ず隔離、身体拘束、その他の方法により利用者の行動を制限する場合には、寿和苑身体拘束委員会の手続きに従います。

この場合、利用者及び利用者家族に行動制限の根拠、内容等を充分説明し了解を得るものとします。

3 事業者が利用者の行動制限を行った場合には、第5条に規定する記録に次の事項を記載します。

(1) 行動制限を行った根拠、内容、時間等

(2) 利用者及び利用者家族に対する説明の時期、内容及びその顛末

(緊急時の対応)

第14条 事業者は、国基準通所サービス提供中に、利用者の体調が急変した場合やその他必要な状況となった場合には、利用者家族に連絡し、救急処置或いは救急搬送等必要な措置が受けられるようにします。

(連携)

第15条 事業者は、国基準通所サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、契約締結の旨を介護支援専門員に速やかに連絡します。

3 事業者は、この契約内容が変更または終了した場合には、その旨を介護支援専門員に速やかに連絡します。なお、第9条第2項または4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

(契約外条項)

第16条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他法令に定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、利用者及び事業者は署名または記名、押印のうえ、各自1通ずつ所持します。

平成 年 月 日

(利用者)

私は、以上の契約内容について説明を受け、内容を確認しました。私は、この契約書の定めるところに従い、貴施設における各種サービスの利用を申込みます

住 所

氏 名

⑩

電話番号

()

(利用者家族)

私は、本人の契約意志を確認したうえで、本人に代わり上記署名しました。

利用者との関係

署名を代行した理由

住 所

氏 名

⑩

電話番号

()

(事業者)

当事業所は、この契約書に従い、誠実に国基準通所サービスを提供いたします。

所 在 地

〒501-2605 岐阜県関市武芸川町跡部 1555-1

名 称

社会福祉法人 武 芸 会

代表者名

理 事 長 河 内 美 文 ⑩

電話番号

0575(46)1131

F A X

0575(46)1132